

黨

日本労働黨提出

第一章 總則

才一条 本党は、党の綱領、政策、宣言、決議の實現を圖るを以て  
 才二条 本党は、党の綱領、政策、宣言、決議の實現を圖るを以て  
 才三条 本党は、党の綱領に賛成し、規約を遵守する個人を以て構成

第二章 機關

第一節 党大會

才四条 党大會は、党の最高機關にして、代議員、中央執行委員長、  
 才五条 党大會は、中央委員、書記長、書記次長を以て構成す。  
 才六条 党大會の議長及副議長は、大会に於て選出す。

才七条 党大會の代議員は、支部联合会より選出するものとす。選出  
 比率は、別表の定むるところによる。

才八条 党大會は、大会代議員二分の一以上出席するに非ざれば成立す  
 るを得ず。

才九条 党大會の議事は、出席代議員過半数を以て決す。賛否同數  
 なる時は、議長之を決す。

才十条 党大會に附議すべき議案は、中央執行委員会より提出するも  
 のとす。中央執行委員の提案は、三週間前、支部联合会の提  
 案は、一週間に発表するものとす。

才十一条 党大會は、中央執行委員長一名、統制委員長一名、統制委員若  
 干名、中央委員若干名、書記長一名、書記次長一名、を選出  
 するものとす。

才十二条 党大會は、顧問及び相談役を推薦することを得。顧問は、中  
 央執行委員長の諮問に応じ、相談役は中央執行委員会の諮問  
 に應ず。

第二節 中央委員會

才十三条 中央委員會は、大会に次ぐ、最高議決機關にして、大会に責

任を負ふ。中央委員、書記長、書記次